福井労働局登録教習機関　公益社団法人福井県労働基準協会（登録番号：福井基登録第 37 号　登録有効期間満了日：令和 11.3.30）

有機溶剤作業主任者技能講習実施のご案内

１．取得できる資格	有機溶剤作業主任者技能講習修了	
２．この資格が必要な業務	１．屋内作業場等において、次の有機溶剤等を用いて行う塗装・洗浄・接着などの作業 アセトン、イソブチルアルコール、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、オルト-ジクロルベンゼン、キシレン、クレゾール、クロルベンゼン、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸イソペンチル、酢酸エチル、酢酸ノルマル-ブチル、酢酸ノルマル-プロピル、酢酸ノルマル-ペンチル、酢酸メチル、シクロヘキサノール、シクロヘキサノン、1,2-ジクロルエチレン、N,N-ジメチルホルムアミド、1,1,2,2-テトラクロルエタン、テトラヒドロフラン、1,1,1-トリクロルエタン、トルエン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、1-ブタノール、2-ブタノール、メタノール、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチル-ノルマル-ブチルケトン、ガソリン、コールタールナフサ、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンジン、テレビン油、ミネラルスピリット ２．クロロホルム等有機溶剤業務（特定化学物質障害予防規則　第２条の２第１号イ） クロロホルム等（クロロホルムほか９物質）とは、次の１０物質をいいます。 クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン ３．エチルベンゼン塗装業務（同規則　第２条の２第１号ロ） ４．1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（同規則　第２条の２第１号ハ）	
３．講習日程 講習会場	２０２６年１１月　９日　９：００～１７：００ １１月１０日　９：００～１７：００	ふくい労基教育センター 越前市粟田部町８１－２ TEL：0778-43-7720
	※　遅刻、早退、一時外出等により法令で定められた講習時間を受講できない場合、修了証を交付できません。受講をお断りすることもあります。遅刻しないよう時間に余裕をもってお越しください。	
４．受講資格	特に受講資格はありません。	
６．受講料及びテキスト代 （消費税 10%対象） 登録番号 T5-2100-0500-0036	受　講　料　　１１，５５０円（内消費税１，０５０円） テキスト代　　２，２００円（内消費税２００円） 「有機溶剤作業主任者テキスト」（令和8年3月発行　改訂第11版） 合　計　非会員　１３，７５０円（内消費税１，２５０円） 会　員　１２，７５０円（内消費税１，１５９円） ※　当協会会員については、テキスト代のうち１，０００円を補助しています。	
６．修了試験及び修了証の交付	（１）所定の科目を受講した者に対して学科による修了試験を行ないます。 （２）講習２日目の修了試験後、即日、合格者には技能講習修了証を交付します。 （３）当協会発行の他の技能講習修了証をお持ちの方は、今回の講習とともに一枚に統合した修了証を交付しますので、現在所有の修了証の原本は講習日に提出して下さい。	
７．受講申込手続	（１）受講を希望される方は、裏面の**申込書に記入し**、下記申込先に**ご持参、ファックス又は郵送**で提出して下さい。 （２）申込書が適正に受理された場合は、「受講票」を交付します（ファックス等の場合は郵送します）。また、「写真と確認書類」の用紙もお渡しします。 （３）申込書が適正に受理され、**受講票が届いた後に** ①**受講料、テキスト代**を、下記の振込口座へ振込み、又は現金で支払って下さい。 お振込みの際は、振込手数料をご負担願います。 ②「申込書の原本」・「**写真と確認書類**」を郵送して下さい。 ③旧姓や通称の併記希望の場合は、戸籍抄本、住民票等確認できる書類が必要です。 （４）受講申込の受付は、講習の初日の１週間前までです。（定員に達した時点で締切ります） （５）納入された受講料は欠講されても返還いたしません。やむをえず受講できない場合には、届け出て、他の人がかわって受講しても差し支えありません。	
８．申込先	ふくい労基教育センター 〒915-0242　越前市粟田部町８１－２	ＴＥＬ：０７７８－４３－７７２０ **ＦＡＸ：０７７８－４３－７７２１**
９．振込口座	福井銀行　松本支店　普通預金　口座番号　１２２４０３０ 名義：シャ）フクイケンロウドウキジュンキョウカイ	

※　これ以外の講習の日程や申込については、ホームページ（http://www.fukuirouki.or.jp）の「講習会のご案内」をご覧下さい。

有機溶剤作業主任者技能講習受講申込書

キャンセル待ち

申込みの注意事項

1．これまでに福井県労働基準協会発行の技能講習修了証の交付を受けている方は「修了証の統合」の欄も記入して下さい。
2．受講票が届いた後に、別途お渡しする「写真と確認書類」を提出し、受講料・テキスト代を支払って下さい。
3．遅刻、早退、一時外出等により、法令で定められた講習時間を受講できない場合、修了証を交付できません。受講をお断りすることもあります。時間に余裕をもってお越しください。

講習日時	講習会場
２０２６年１１月　９日　９：００～１７：００ １１月１０日　９：００～１７：００	ふくい労基教育センター 越前市粟田部町８１－２ TEL：0778-43-7720

ふりがな		旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無	有　無
受講者氏名		併記希望の氏名又は通称	
生年月日	昭和　平成　　年　　月　　日	日中に連絡できる電話	
受講者住所	郵便番号【　　－　　】		
受講票送付先	（受講票は申込担当者へお送りします。異なる場合は受講票の送付先を記入して下さい） 住所　郵便番号【　　－　　】	名称	
どちらか○で囲んで下さい。	「有機溶剤作業主任者テキスト」（令和8年3月発行　改訂第11版）　必要　不要		

勤務先	事業場名		（該当を○で囲んでください） 会員　・　非会員	
	所在地	郵便番号【　　－　　】	会員加入について	1. 希望あり 2. 希望なし 3. 検討したい
	申込担当者	職氏名		
		TEL　　FAX		

上記のとおり申込み致します。
年　　月　　日
（公社）福井県労働基準協会会長 殿

申込者
（受講者本人又は事業者）

受講番号

修了証の統合について

福井県労働基準協会で発行した技能講習修了証を1枚に統合します。（但し石綿作業主任者など下欄にない講習は除きます）

- 右欄の講習のうち、現在所有する福井県労働基準協会発行の技能講習修了証に○印を付けて下さい。
- 所有する修了証の原本を、講習日に必ず提出して下さい。その修了証と引換えに統合修了証を交付します。
- 修了証を滅失した場合は⊗印を付けて下さい。但し、当協会で修了証を交付している事実が確認できないときは統合できません。
- 氏名を変更したが書替していない場合は、戸籍抄本（原本）など（変更経緯が分かるもの）が必要です。

【旧氏名：　　】

	フォークリフト運転		床上操作式クレーン運転
	玉掛け		小型移動式クレーン運転
	ガス溶接		酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
	有機溶剤作業主任者		第2種酸素欠乏危険作業主任者
	乾燥設備作業主任者		特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者
	プレス機械作業主任者		特定化学物質等作業主任者
	金属アーク溶接等作業主任者限定		

【注】この申込書でご提供いただいた個人情報は、この講習の受講者資料として使用し、受講者のご同意なく目的外に利用することはありません。

申込先　ふくい労基教育センター　ファックス：０７７８－４３－７７２１